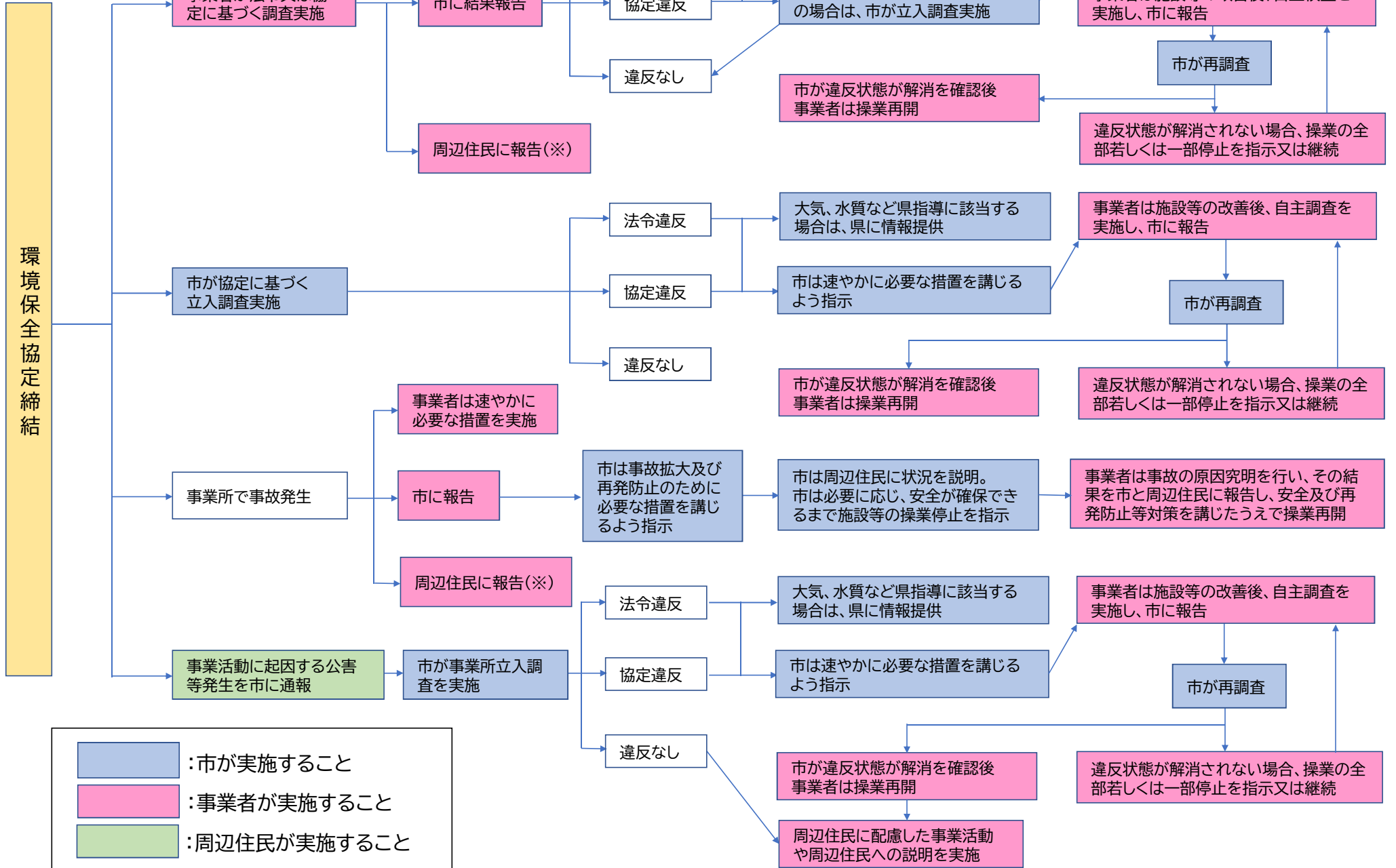


環境保全協定締結事業者対応フローチャート



:市が実施すること
 :事業者が実施すること
 :周辺住民が実施すること

※周辺住民の代表者が協定の立会人となっている場合には、協定に基づき必要に応じて、調査結果の公表を申し出ることや事業所に立ち入りすることができる。